
AMT/NEWSLETTER

Energy

2025年1月

バイオマス燃料の輸入にかかる我が国の規制概要について

弁護士 太槻 由昭 / 弁護士 豊岡 正梧

Contents

- I. はじめに
- II. バイオマス燃料の輸入にかかる我が国の規制法令
- III. おわりに

I. はじめに

昨今、我が国でも、バイオマス燃料にかかるプロジェクトが、新聞報道等を賑わせている¹。政府のエネルギー基本計画²でも、「バイオマス発電は、災害時のレジリエンス向上や地域産業の活性化を通じた経済・雇用への波及効果が大きいなど、地域分散型、地産地消型のエネルギー源として多様な価値を有するエネルギー源である」等とされており、引き続き、その活用が期待されている。他方、バイオマス燃料については、輸入依存率が高いことや、発電コストが高いといった課題も指摘されている³。

そこで、本日は、バイオマス燃料を、海外から我が国に輸入する際に適用される可能性がある法規制(レギュレーション)について、その代表的なものを紹介することとする。

II. バイオマス燃料の輸入にかかる我が国の規制法令

以下、バイオマス燃料を、海外から、我が国の領域内に運搬し、輸入するというフェーズにかかる我が国の法令(規制法に限る)を、簡単に紹介をする。ただし、バイオマス燃料の運搬及び輸入にかかる規制は、船舶の運航にかかる規制(船舶法や港湾法など)をはじめ、これら以外にも多数ある。すなわち、ここでは、その代表的なもの、あるいは特にバイオマス燃料に限って論点になり得るものに限って記載をしている。また、同様に、我が国に輸入されたバイオマス燃料を、国内で販売あるいは陸上で運送するフェーズについても、紙面の都合上、割愛をしている。

1 <https://www.sumitomocorp.com/ja/jp/news/release/2025/group/20590> など。

2 https://www.enecho.meti.go.jp/category/others/basic_plan/pdf/20250218_01.pdf

3 <https://asuene.com/media/207/>

① 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(以下「**海洋汚染防止法**」という。)

バイオマス燃料を積載している船舶が、洋上(ただし、我が国の領海内)を航行中に、万が一、バイオマス燃料が、海洋上において流出した場合には、海洋汚染防止法上の責任が問題となる。すなわち、バイオマス燃料が、海洋汚染防止法の「危険物 原油、液化石油ガスその他の政令で定める引火性の物質をいう。」に該当する場合には、「危険物」にかかる同法の規制に服する。そこで、バイオマス燃料が、海洋汚染防止法上の「危険物」に該当するか否かが、まず問題となる。(ただし、同法上の義務は、これの他にも、いくつか存する。)。

この点、バイオマス燃料のうち、木質バイオマス(固体の木質ペレット)には引火点が 60 度以下のものがあり、それらは「危険物」(海洋汚染防止法第 3 条 16 号、同法施行令第 1 条の 8、別表第 1 の 4 第 23 号イ)に該当する。また、木質バイオマスが液体化したバイオオイル等についても、引火点が 60 度以下のものがあり、それらは「危険物」(海洋汚染防止法第 3 条 16 号、同法施行令第 1 条の 8、別表第 1 の 4 第 23 号イ)に該当する。また、一般的なバイオエタノールは、引火点が 60 度以下であるため、同様に「危険物」に該当する。

これに対して、一般的なバイオディーゼルは、引火点が 60 度を超えるため、「危険物」(海洋汚染防止法第 3 条 16 号、同法施行令第 1 条の 8、別表第 1 の 4 第 23 号イ)に該当しない。

また、バイオガスは、メタンガスの含有割合により燃焼のしやすさが変動するが、所定の条件を満たす場合には、「危険物」(海洋汚染防止法第 3 条 16 号、同法施行令第 1 条の 8、別表第 1 の 4 第 23 号イ)に該当する。

以上の通り、バイオマス燃料のうち、木質バイオマス(固体の木質ペレット・液体化したバイオオイル等)の一部、バイオエタノール及び一部のバイオガスについては、「危険物」に該当し得る。そして、これらの「危険物」に該当するバイオマス燃料については、海洋汚染防止法上、以下の義務が課されることになる。すなわち、「危険物」の排出があった場合の措置(海洋汚染防止法第 42 条の 2)、海上火災が発生した場合の措置(同法第 42 条の 3)、「危険物」の排出が生ずるおそれがある場合の措置(同法第 42 条の 4 の 2)、緊急の場合における行為の制限(同法第 42 条の 5)の各規制に服する。

② 地球温暖化対策の推進に関する法律(以下「**温対法**」という。)

温対法上の「特定排出者」(温対法第 26 条第 1 項)には、温室効果ガスの排出量を算定し、これを報告する義務がある(同法第 26 条第 1 項)。ここで、「特定排出者」の一類型として、「二酸化炭素の排出を伴う事業活動として別表第七の中欄に掲げるものを行う者」が掲げられている(温対法施行令第 5 条 10 号)。たとえば、原油の場合、所定の数量を超える原油を「輸送」する者が、この「特定排出者」に該当する場合がある。

上記の温対法の「特定排出者」に対する規制について、海外からの輸入行為が除外されていないため、原油や LNG といった、純粋な化石燃料については、それらの輸送行為について、同法の適用があると考えられる。しかし、バイオマス燃料の場合、バイオオイルやバイオガスについては、エネルギー効率の点でも既存の化石燃料に容易に代替するものの、あくまで化石燃料そのものではないため、原則として温対法の規制対象とはならないと考えて差支えないであろう。ただし、バイオマス燃料であっても、その成分上、温対法の適用上、石油や天然ガスに相当すると認められる場合には、その輸送行為について、同法の適用が及ぶ可能性がある点には、なお留意が必要である。

③ 石油の備蓄の確保等に関する法律(以下「**石油等備蓄法**」という。)

我が国に、原油を輸入する者に対しては、「石油輸入業」の登録(石油等備蓄法の第 16 条)、又は、同じく天然ガス(LNG 等)を輸入する者に対しては、「石油ガス輸入業」(同法第 28 条)の届出が要求される⁴。なお、「石油」又は「石

⁴ 石油等備蓄法では、規制対象は「石油」とされており、「石油」には「原油」「指定石油製品」「石油ガス」が含まれる(同法第 2 条第 1 項)。そして、「指定石油製品」とは、「揮発油、灯油(ジェット燃料油を含む。)、軽油及び重油」であるとされる(石油等備蓄法第 2 条第 2 項・同法施行規則第 2 条)。また、「石油ガス」とは、「プロパン、ブタンその他経済産業省令で定める炭化水素を主成分とするガス(液化したもの)を含む。」とされる(石油等備蓄法第 2 条第 3 項。ただし、「経済産業省令」はない。)。なお、上記の石油等備蓄法の第 16 条の「石油輸入業」の文脈においては、上記の定義とは異なり、「石油」には「石油ガス」は含まれないとの定義がなされている。また、「石油輸入業」とは別途「石油ガス輸入業」が規定されている(石油等備蓄法第 28 条)。そして、日本に「天然ガス(LNG)」を輸入する者は、後者の、「石油ガス輸入業」の届出を行う必要がある(石油等備蓄法第 2 条第 2 項・第 28 条)。

「油ガス」の輸入事業を行う会社に対して、石油等備蓄法が課している、一定数量の石油又は石油ガスを常時保有しなければならないとする、いわゆる備蓄義務の対象となる。たとえば、石油又は石油ガスに関しては、その輸入量に対して一定の控除をした数量が、備蓄義務の対象となる（石油等備蓄法第6条第1項、第11条第1項、同法施行規則第9条第1項・第8条第2項、同規則第22条第1項・第21条第2項）。

しかし、バイオマス燃料については、上記の「石油輸入業」の対象である「石油」や、あるいは「石油ガス輸入業」の対象である「石油ガス」のいずれにも、原則的には、該当しない。なぜなら、バイオマス燃料は、石油や天然ガスに代替し得るものとして生成されているものの、石油や天然ガス（LNG）そのものではないからである。よって、バイオマス燃料については、原則として、上記の石油等備蓄法の登録義務又は届出義務や、同法上の備蓄義務の適用を受けないと考えられる。

④ 高圧ガス保安法

高圧ガス保安法は、「高圧ガス」の「輸入」や「移動」について規制をしている。しかし、船舶上に存する「高圧ガス」については、同法の適用除外として明記されている（高圧ガス法保安法第3条）。よって、バイオマス燃料が、洋上（船舶上）に存在している状態においては、高圧ガス保安法の適用がない。

他方、本邦内の陸上に陸揚げされた後のバイオマス燃料に関しては、高圧ガス保安法の適用の可能性がある。そこで、まず、バイオマス燃料について、同法の適用対象である「高圧ガス」の該当性が問題となる。

この点、高圧ガス保安法第2条において、「高圧ガス」とは、常用の温度で一定以上の圧力を有するガスとして定義されている。よって、気体のバイオマス燃料については、常用の温度で一定の圧力を有する場合には高圧ガス保安法の「高圧ガス」に該当し、同法上の「輸入」（同法第22条）にかかる規制の適用を受ける。他方、バイオマス燃料のうち、木質ペレット、木質バイオマスが液体化したバイオオイル、バイオエタノール、バイオディーゼル等の常用の温度において気体ではないバイオマス燃料は、高圧ガス保安法の適用対象とならない。

以上の通り、バイオマス燃料が、高圧ガス保安法上の「高圧ガス」に該当するか否かは、「常用の温度において気体」の状態であるか否かによる。バイオマス燃料のうち、「高圧ガス」に該当するもの、すなわち、常用の温度において気体であるバイオメタンなどのバイオガスについて、高圧ガス保安法上の義務等の概要は、以下の通りである（ただし、同法上の義務は、これの他にもいくつかある）。

「高圧ガス」については、高圧ガス保安法に基づき、輸入した高圧ガス及び容器について、都道府県知事による輸入検査を受け、技術基準への適合が認められるまで移動してはならないとされている（第22条第1項本文）。ただし、①協会又は指定輸入検査機関による検査を受けて適合の届出をした場合、②船舶から導管による陸揚げの場合、③緩衝装置内での輸入、④その他安全上支障のないものとして経済産業省令で定める場合については、かかる知事検査を要しない（同条第1項各号）。

よって、通常の日本国内の受入基地における、バイオマス燃料の運搬船から導管を通じた陸揚げという形態での輸入については、上記②に該当し得るため、「高圧ガス」に該当するとしても、同法第22条の輸入検査は不要となるケースが多いと考えられる。

III. おわりに

上記の通り、バイオマス燃料は、脱炭素化社会に向けて、有用な燃料の一つであるが、他方で、冒頭に述べた発電コストなど技術的な課題もあると考えられる。また、バイオマス燃料には、前記の通り様々な種類や用途があり、本稿で紹介したものを含む法規制の適用の在り方についても、必ずしも、現時点で確立された解釈や運用がなされているわけではない。当職らにおいては、引き続き、バイオマス燃料の適正な活用に向けた技術面・法律運用面の双方について着目していきたい。

-
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願ひいたします。
 - 本ニュースレターの執筆者は、以下のとおりです。
弁護士 大槻 由昭 (yoshiaki.otsuki@amt-law.com)
弁護士 豊岡 正悟 (shogo.toyooka@amt-law.com)
 - ニュースレターの配信停止をご希望の場合は、お手数ですが、[お問い合わせ](#)にてお手続き下さいますようお願いいたします。
 - ニュースレターのバックナンバーは、[こちら](#)にてご覧いただけます。